

知っておきたい

暮らしとお金のいろは

第39回

Q

生命保険での「新型コロナウイルス感染症」に関する保障や対象範囲などを教えてください。(60歳男性)

A

生命保険の中で一般的に加入する人が多い医療保険。契約時に受取る「約款」には、「お支払の対象となる「入院」とは、病院にて治療を目的とする入院です」との記載があります。

① 医療保険における給付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金の支払対象となる「疾病」に該当します。また、次の事例等でも支払対象となります。

【例①】 無症状であってもウイルスに感染し、医師の指示により検査等のために入院した場合

【例②】 検査結果が陰性であっても、感染の予防や社会防衛的な意味により医療機関に入院のうえ隔離され、医師の管理下で検査等を行っている場合

入院給付金の支払対象

② 死亡保険金、災害死亡保険金等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた場合は、疾病による死亡保険金の支払対象となります。

※新型コロナウイルスによる災害死亡保険金・災害高度障害は支払対象外ですが、改正を行い支払対象としている保険会社もあります

死亡保険金等の支払対象

新型コロナウイルス感染症による保険金の支払対象範囲

新型コロナウイルス感染症に関する相談や予防方法などの付帯サービスを行っている保険会社もありますので、コールセンターやホームページなどで最新の情報をご確認ください。

生命保険は、もしもの際に必要となるお金を補うものです。この機会に、ご家族が加入されている保険について「保険証券」と「約款」の保管場所の確認(合わせて保障内容の確認)や保険会社の連絡先などを共有されることをお勧めします。

2020年4月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される可能性がありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ代表 A.F.P. 住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997の1 ☎0120・1230065

